

2020年3月2日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様  
厚生労働省保険局医療課長 森光 敬子 様

新潟県保険医会  
会長 高畑 與四夫

## 診療報酬改定の適用延期を求める緊急要望書

国民の医療確保に対する貴職のご尽力に敬意を表します。

さて、本年は診療報酬改定の年にあたりますが、貴省は3月5日に予定されていた改定説明会（技官会議）の中止を早々と決定しました。各医療機関に改定内容の説明を行う地方厚生局の集団指導も次々と中止になっています。病院団体の説明会中止も伝えられています。

これまでの診療報酬改定でも、3月初旬の告示後4月1日の新点数適用まで僅か数週間しかなく、集団指導での伝達があったとしても周知不足は否めませんでした。しかも、後日になって事務連絡により算定方法の修正が図られることが頻発し、医療現場は混乱をきたしてきました。

今回、この状況下で4月1日改定を強行すれば、例年以上に周知不足となること必至です。ましてや、多くの医療機関が新型コロナウイルスの対応に追われている中で、各医療機関の自助努力により新点数に対応せよ、というのは過剰な要求です。

かかる事態が沈静化し、貴省の責任で改定内容の周知が図られ、各医療機関の準備が整うまでの間、新点数の適用を延期すべきであり、下記の事項を要望する次第です。

### 記

1、令和2年度診療報酬改定実施日（適用日）を相当期間延期すること。

1、金パラ価格の異常な高騰状況に鑑み、歯科用金属材料価格改定については、診療報酬本体の改定とは切り離して早急を実施すること。

以上